平成２８年（フ）第１９８号
神奈川県座間市西栗原２丁目13番11号　レオパレスマロンフィルド103号
債務者　臼田　香織
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９号
三重県鳥羽市船津町239番地　シャンティ船津102号
債務者　奥村　廣嗣
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
三重県鳥羽市船津町239番地　シャンティ船津102号
債務者　奥村　時子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
岡山県倉敷市北畝１丁目17番６号
債務者　東森　鉄也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町334番地
債務者　高橋　扶弥
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
埼玉県新座市石神２丁目２番36号　シャトーリーフＤ105号室
債務者　荻原　直子（旧姓竹達）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
埼玉県川口市並木１丁目23番21号　ル・シャトーブラン106号
債務者　グェン　バオ　タン　ホアイ
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
さいたま市浦和区上木崎４丁目９番21号　エノキビル201
債務者　石川　雄二
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８９号
さいたま市緑区原山４丁目６番25号　坊ノ在家団地402号
債務者　見留　　昇
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１１号
埼玉県鴻巣市宮前588番地14
債務者　黍原　廣治
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３２号
埼玉県蕨市塚越７丁目16番８号　リフレ川口602号、旧住所埼玉県川口市上青木西４丁目19番９号　第二秋元荘203号
債務者　大友　康浩
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
埼玉県吉川市吉川団地５番11号105
債務者　大曲美津子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
埼玉県本庄市久々宇272番地、旧住所群馬県高崎市飯塚町149―４　ベルコートＩＺ　203号
債務者　大塚　靖子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５３号
千葉市若葉区みつわ台２丁目11番８号　セイワハイム201号
債務者　古川　一美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０７号
千葉市稲毛区園生町442番地２　レミオパレス稲毛201号
債務者　千葉　恵一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４７号
千葉県市原市北国分寺台３丁目12番地５　ハイツアルキメデス207
債務者　平野　利和
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４８号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目13番地17
債務者　平野　彩子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係